

春日井市消費生活センターだより

令和6年度 第2号



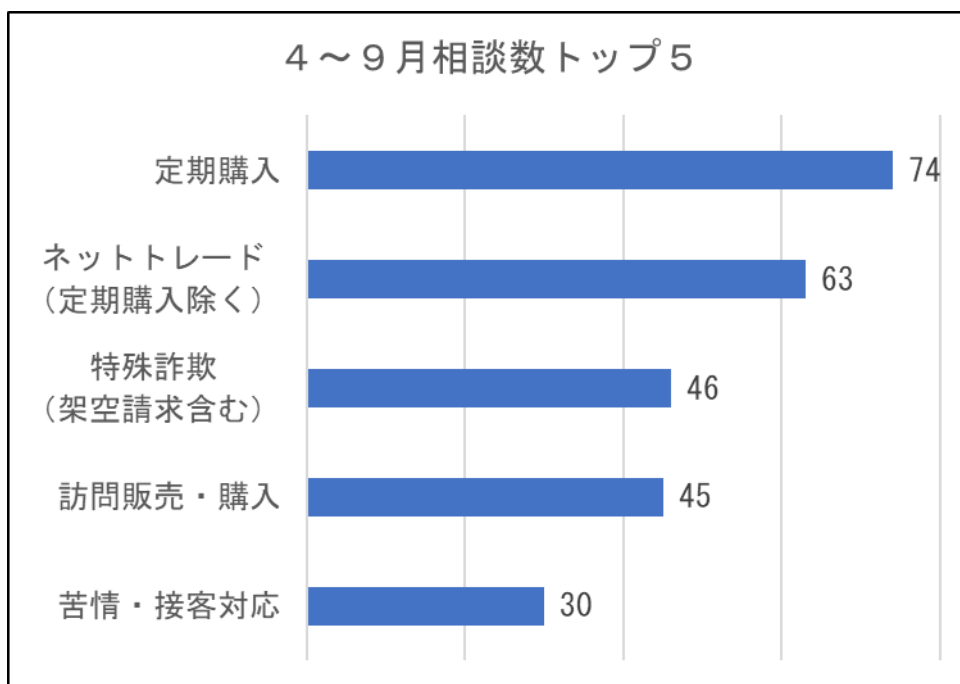
令和6年12月

春日井市 市民生活部 市民生活課 消費生活担当発行

1. 令和6年度上半期の春日井市での相談概要

令和6年度上半期（4月～9月）に春日井市消費生活センターで受け付けた相談件数は516件となり、令和5年度の同時期と比較すると**20件の増加**となりました。

寄せられた相談は次の表の通りとなります。



定期購入の相談が、前年度の35件と比べて倍以上に増加しました。定期購入は、SNS等のネット広告がきっかけとなるケースが多くみられます。インターネットで、商品を注文する際には、定期購入が条件となっていないかを十分確認することが重要です。また、契約内容の証拠を残すため、最終確認画面を記録として保存しておくようにしましょう。

2. 相談員が選ぶ 今注意すべき相談ピックアップ

◆その副業、大丈夫ですか？



SNSの広告から副業を持ち掛け、お金をだまし取る手口が横行しています。言葉巧みに、消費者金融で借入れをさせ、お金を稼ぐはずが、振り込みを求められます。

相談者：20代女性	
相談内容	アルバイトの収入が少ないので、副業サイトに登録した。翌日、副業サイトの業者の指示で、新たに銀行口座を開設した。出会い系サイトでサクラのバイトをすることにしたら、AIで自動メッセージを送るのに資金が必要と説明を受けた。業者から、遠隔操作アプリをインストールするように指示され、誘導されるがまま消費者金融4社から合計140万円を借り、業者の指示で開設した銀行口座に入金した。その後、業者の指定したネット銀行に資金移動し、さらに指示された通りに暗号資産へ資金移動を行った。詐欺だと気付いたが、業者はサイト名以外何も分からず、契約書もない。

相談者：20代男性	
相談内容	SNSの知人からの紹介で、バナー広告で稼ぐ副業を紹介され、バナー広告の作成講座を契約した。講座費用は99万円であったが、担当者に、稼げるようになれば簡単に返済できると言われ、指示されたとおりにネットで申請を行い、消費者金融2社から借入れした。週1回数か月バナー広告の作成方法を教えてもらい、サイトで販売したが儲からないのでやめたい。



相談員からのアドバイス

～うまい話は要注意～

簡単に稼げるよううまい話はありません。特に借金をしてもすぐに元が取れるなどと言われても、鵜呑みにしないようにしてください。副業で稼ぐつもりが、借金を抱えてしまう危険があります。遠隔操作アプリのインストールを指示されても、安易にインストールするのはやめましょう。

3. 実在の組織や企業を名乗った詐欺電話に要注意！！

春日井市消費生活センターでは、主に 11 月に総務省の職員を名乗る電話があったとの通報が相次ぎました。自動音声で「電話を 2 時間後に使用停止にする」と言われますが、総務省では電話を停止することに関して、個人に電話をしたりすることは一切ありません。

その他にも、実在の電話会社や電力会社を名乗って電話をかけ、料金の未納があるといわれるケースもあります。

不審な電話には、安易に個人情報や伝えないようにし、身に覚えのない料金を請求されても絶対に相手にせず、無視してください。

春日井市消費生活センター

春日井市 市民生活部 市民生活課 (3階)

受付 月曜日～金曜日(祝日除く)

午前 10 時～正午 午後 1 時～午後 3 時

電話 0568-85-6616

取り上げて欲しいテーマ等があれば、上記連絡先にご連絡下さい。